第十五条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「「前項の」を「「前項」に、「第十五条第一項の」を「第十五条第一項」に、「「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」」を「「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」」に改める。

第十九条第一号中「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に、「第十条の五の三、第十条の五の五」を「第十条の五の四」に改める。

第二十四条の二第一項中「の認定」の下に「又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定」を加え、「認定農業者」を「認定農業者等」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「規定する認定計画」の下に「又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画」を加え、「「認定計画」を「「認定計画等」に改め、同条第三項第一号中「認定農業者」を「認定農業者等」に改め、同項第二号中「認定計画」を「認定計画等」に改め、同条第七項中「認定計画の認定農業者」を「認定計画等の認定農業者等」に改める。

第二十四条の三第一項中「認定計画」を「認定計画等」に、「機械その他の減価償却資産（」を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該個人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。」に改め、同条第四項中「及び第十三条の二」を削る。

第二十六条第二項第五号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加える。

第二十八条の二の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「提出するもの」の下に「（以下この項において「中小事業者」という。）」を加え、「当該個人」を「当該中小事業者」に改める。

第二十八条の三第一項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第七項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十一項中「及び第十三条の二」を削る。

第二十九条の三第一項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改める。

第三十条の二第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改め、同条第二項第一号中「三千万円」を「二千万円」に改め、同項第二号中「又は」を「、又は」に改める。

第三十一条の二第二項第四号中「都市再開発法」の下に「（昭和四十四年法律第三十八号）」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第二項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に改め、同項第十二号から第十四号までの規定中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「（昭和四十四年法律第五十八号）」を削り、同条第二項中「見込」を「見込み」に改める。

第三十三条の六第二項中「及び第十三条の二」を削る。

第三十四条の二第二項第三号中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号及び第二十二号の二中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「次の表の各号」を「同表の各号」に改め、同項の表の第一号の上欄の イ中「首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を加え、同欄の ロ中「近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第百二十九号）」を加え、同表の第六号の下欄中「されるもの」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加え、同表の第九号の下欄中「、構築物又は機械及び装置」を「又は構築物」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第一項の表の各号」を「同表の各号」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「前三項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項（同項の表の第九号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、個人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該個人が取得をした、又は取得をする見込みである同表の第九号の下欄に掲げる資産（以下この項において「第九号買換資産」という。）が次の各号に規定する場合に該当するときにおける第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該第九号買換資産が地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める地域内にある資産である場合には、第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

二　当該第九号買換資産が集中地域（前号に規定する地域を除く。）内にある資産である場合には、第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

第三十七条の二第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に改め、「なつたこと」の下に「若しくはその買換資産（同条第一項の表の第九号に係るものに限る。）の同条第九項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたこと」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十七条の三第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第二項中「及び第十三条の二」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合（第三十七条第九項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。）において、前項の買換資産が次の各号に規定する場合に該当するときにおける同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該買換資産が第三十七条第九項第一号に規定する資産である場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

二　当該買換資産が第三十七条第九項第二号に規定する資産である場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の二十五」とする。

第三十七条の四中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第三十七条第一項の表の各号」を「同表の各号」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄の ロ中「中部圏開発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加え、同条第二項中「第三十七条の三第三項の」を「第三十七条の三第三項の」に改め、同項の表第三十七条第四項の項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第一項の表の各号」を「同表の各号」に改め、同表第三十七条の三第二項の項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改め、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

第三十七条の十第三項第三号中「のうち、」を「のうち」に、「ものを」を「もの及び所得税法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配を」に改め、同条第四項第三号中「（平成十八年法律第百八号）」を削る。